令和２年９月 15 日

各　位

会 社 名　　アクサスホールディングス株式会社
代表者名　　代 表 取 締 役 社 長　久岡　卓司
（ＪＡＳＤＡＱ・コード３５３６）
問合せ先　　取締役経営管理部長　新藤　達也
（TEL.　０７８－３９１－４０００）

当社連結子会社の和解に関するお知らせ

当社の連結子会社であるアクサス株式会社（以下「アクサス」という）及び当社の連結子会社であったＡＣリアルエステイト株式会社（令和２年３月１日付にて、アクサスに吸収合併。以下「ＡＣリアルエステイト」という）は、平成 27 年２月 26 日付におきまして、旧株式会社雑貨屋ブルドッグ（商号変更後はＡＣリアルエステイト。以下「旧雑貨屋ブルドッグ」という）の前取締役（旧雑貨屋ブルドッグ前代表取締役小楠昭彦（以下「相手方」という）、他１名）に対して損害賠償請求訴訟を提起しており、令和２年１月 21 日付にて最高裁判所による上告の棄却及び不受理が決定されたことによって、相手方によるＡＣリアルエステイトに対する 331,528,265 円及びこれに対する平成 27 年３月 14 日から支払済みまで年５分の割合による金員の支払を命じる判決が確定しております。

今般、本件について、相手方と和解合意することとなりましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

１．訴訟の提起から和解に至るまでの経緯

旧雑貨屋ブルドッグにおいて、平成 22 年８月期第２四半期から平成 25 年８月期第２四半期までの、各第２四半期決算及び各通期決算に、棚卸資産の過大計上並びに過小計上等の不適正な会計処理が行われていたことが判明しております。

これにより、ＡＣリアルエステイトは、かかる不適正な会計処理の実態解明のための調査並びに有価証券報告書及び四半期報告書に係る訂正報告書の提出等を行うことを余儀なくされ、これらに要した費用の損害を被ったことから、平成 27 年２月 26 日付にて、旧雑貨屋ブルドッグ前代表取締役社長である相手方及び他１名を被告とし、訴訟を提起いたしました。

その後、アクサスが提起した関連訴訟を併合のうえ審理を経て、平成 30 年８月 16 日付にて、静岡地方裁判所浜松支部にて原判決が言い渡されました。

また、平成 30 年８月 30 日付にて相手方より、原判決を不服として、東京高等裁判所に対し、控訴が提起されましたが、令和元年６月 26 日付の第２審判決によって、本件控訴が棄却されております。

更に、令和元年７月 10 日付にて、相手方より、最高裁判所に対し、上告提起及び上告受理申立てがされましたが、令和２年１月 21 日付にて最高裁判所による上告の棄却及び不受理が決定されたことによって、相手方によるＡＣリアルエステイトに対する 331,528,265 円及びこれに対する平成 27 年３月 14 日から支払済みまで年５分の割合による金員の支払を命じる判決が確定しております。

当該判決を受けて、相手方の財産状況を調査のうえ、今後採り得る法的手段として、当該判決を債務名義とする民事執行等の法的手段の行使を検討してまいりました。その結果、これらの法的手段の行使に要するリソース及びコストや、相手方からの回収金額を最大化する手段としての和解の可能性等にも鑑み、比較検討した結果、和解金の受領によって債権の回収を図ることが最も合理的であると判断し、相手方と和解することといたしました。

２．和解の相手方の概要

氏名：小楠 昭彦（旧雑貨屋ブルドッグ前代表取締役社長）

住所：静岡県浜松市東区

３．和解の内容

相手方は、アクサスに対して金員 18 百万円を支払い、アクサスは、相手方に対する既払額を控除した残額の債権を放棄する。

４．今後の見通し

本件和解に伴う令和２年８月期の連結業績に与える影響は軽微であります。

当社グループは、今後も継続的にコンプライアンスの向上に取り組んでまいります。

以　上